

新型コロナウイルス感染症 5月8日以降の対応

1 発熱などの症状があるとき

- 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患をお持ちの方、妊婦、小学生以下）
⇒ かかりつけの医療機関に、事前に連絡したうえで受診しましょう
- 重症化リスクの低い方（上記以外の方）
⇒ 必要に応じて抗原検査キットで自己検査しましょう
※ 保健所による入院・受診調整は終了します
※ 陽性者・濃厚接触者の行動制限は終了します
※ 体調が悪いときには、外出を控えましょう

2 検査や入院等にかかる費用

- 他の疾病と同様に、入院・外来とも医療費（検査費用を含む。窓口負担割合1～3割）や食事代の負担が発生します
- ただし、9月末までの経過措置として
 - ① 入院・外来とも新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費は無料
 - ② 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額
- 保健所による配食サービスは終了します。

3 症状があるときや、療養中の相談先

- 新型コロナ受診相談センター 086-803-1360 平日 9時～17時
- 夜間・休日健康相談窓口 086-226-7073 上記以外の日及び時間

4 後遺症の治療

- ひとりで悩まず、早めにかかりつけ医又はお近くの医療機関で相談を（従来どおり）

5 感染状況など、市民への情報発信

- 市内の感染動向を発表予定（週1回）

6 高齢者施設等への支援

- 当面の間、抗原定性検査キットを配布し、頻回検査を継続します
- 保健所は、患者発生時の施設に対する感染対策等の相談・支援を継続します

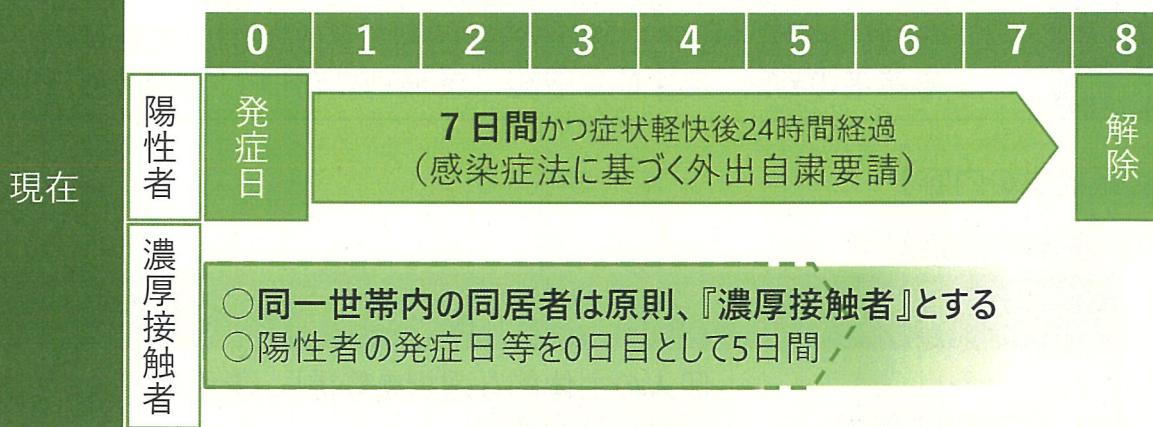
療養期間の考え方

1 新型コロナウイルス感染症の感染リスク

- 発症2日前から発症後7～10日間は感染性ウイルスを排出している
- 特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高い

2 療養期間の考え方

感染症法に基づき、行政が患者・濃厚接触者に対し、外出自粛を要請



個人や事業者の主体的な判断に委ねる（判断に資する情報提供）

今後
5/8以降

保健所は「濃厚接触者」を特定しない
※家族や同居者が感染した場合の注意点

- ・陽性者の発症日の翌日から5日間は、自身の体調に注意を
- ・陽性者の発症日の翌日から7日間は、外出する場合には基本的感染対策のほか、「不織布マスクを着用する」「高齢者などのハイリスク者との接触は控える」等の配慮を

※ 医療機関や高齢者施設等においては、こうした情報を参考に従事者の就業制限を考慮

基本的感染対策に関する国の考え方

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」（令和5年3月31日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の概要

現在

法律に基づき行政が様々な陽性・関与をしていく仕組み

- 新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め
- 事業者による業種別ガイドラインの作成

今後
5/8以降

個人の選択を尊重し、自主的な取り組みをベースとしたもの

- 行政による感染症法に基づく情報提供（基本的対処方針は廃止）
- 事業者の判断、自主的な取組（業種別ガイドラインは廃止）

【情報提供の内容】

① 基本的感染対策

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨。
手洗い等の手指衛生	一律に求めることはしないが、基本的感染対策として引き続き有効
換気 「三つの密の回避」 人と人との距離の確保	一律に求めることはしないが、重症化リスクの高い人は ○換気の悪い場所 ○不特定多数の人がいる混雑した場所 ○近接した会話 を避けることが有効。 (避けられない場合はマスク着用が有効)

② 個人や事業者が実施する場合の考え方

以下の観点を考慮して、個人や事業者において実施の要否を判断する

感染対策上の
必要性（効果）



経済的・社会的
合理性



持続可能性

※ 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、引き続き国から提示・周知される感染対策を実施いただく